

兵庫区御崎町1丁目用地活用事業 事業者募集要項に対する質問および回答

2026年8月24日

No.	ページ	項目番号	募集要項記載内容	質問	回答
1	3	Ⅲ 1	趣旨について	飲食店を予定しておりますが、当該飲食店で販売しているものをノエビアスタジアムでのサッカー試合等のイベント開催時に持ち込みさせて頂くことは可能でしょうか。	飲食物の持ち込みの可否につきましては、イベント主催者ごとにご確認をいただきますようお願いいたします。
2	4	Ⅲ 3. (7)	賃料の支払いについて 月額賃料は原則として、毎年度2回（前期は4月30日、後期は10月31日が納入期限）となります。	毎月支払いに変更することは可能でしょうか。	原則、賃料に関しては、事業用定期借地権設定契約第5条に基づき、半期ごとに納付していただくこととなります。 ただし、半期ごとの納付が困難な理由や希望される支払期間などを書面で提出いただき、やむを得ないと認められる場合においては、四半期ごとの納付や毎月納付に契約内容を変更することは可能です。
3	5	Ⅲ 5. (3)	転貸・譲渡等の制限について	A社が公募に参加を予定していますが、一方で、店舗の運営は完全子会社のB社が行うことを想定しています。契約条件に「あらかじめ神戸市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」と記載があります。今回想定しているB社への転貸は認めていただける認識でよろしいでしょうか。	あらかじめ神戸市の書面による承諾を得た場合は、第三者への転貸を認める場合があります。 なお、運営主体・方法等につきましては、事業実施計画書に十分反映いただきますようお願いいたします。
4	13	V 5. (3)	添付書類 4 ②法人市民税 納税証明書（最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額）について	神戸市外に本社のある場合、本社所在地の法人市民税の納税証明書を提出するという認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおり、国税及び地方税について未納の有無について確認する書類であるため、応募者が所在する自治体の納税証明書を提出いただきますようお願いいたします。なお、「神戸市税の納税証明書（滞納がないことの証明書）」につきましては、神戸市税に滞納がないことを確認するための証明書であるため、応募者の所在地に関わらずご提出ください。 また、募集要項でもご案内のとおり、提出につきましては、代表企業だけでなく、構成企業分の提出も必要ですので、再度ご留意いただきますようお願いいたします。
5	13	V 5. (3)	添付書類 7 財務関係書類について	キャッシュフロー計算書を作成していない場合、添付を割愛してもよろしいでしょうか。	キャッシュフロー計算書について、作成の義務付けがなされていない事業者は、新たな作成、代替書類の提出は不要とさせていただきます。 ただし、財務関係書類、資金・収支計画の内容確認にあたっては、電話等による追加質問、聞き取りを行う場合がありますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。